

令和 7 年 6 月

第140回丹波市議会定例会議案書

承認議案 参考資料

承認第 2 号

丹波市税条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分の承認
を求めることについて

1 提案の趣旨

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部が改正されたことに伴い、丹波市税条例を改正する必要があるため、丹波市税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものである。

2 改正の概要

- （1） 軽自動車税種別割に係る車両区分の見直し
- （2） 身体障害者等に対する軽自動車税種別割の減免に係る規定の追加
- （3） 特定マンションに対する固定資産税の減額に係る規定の追加
- （4） 地方税法の改正に伴う項ずれの反映

3 専決日

令和 7 年 3 月 31 日（専決第 3 号）

4 施行日

令和 7 年 4 月 1 日

5 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市税条例（平成16年丹波市条例第53号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○丹波市税条例 平成16年11月 1 日 条例第53号 最終改正 令和 7 年 3 月 6 日 条例第 3 号 （種別割の税率） 第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1 台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 （1） 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（<u>エ</u>に掲げるものを除く。） 年額 2,000円 イ 2 輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの<u>又は</u> <u>定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの</u> 年額 2,000円 <u>ウ</u> 2 輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの<u>又は</u><u>定格出力が0.8キロワットを超えるもの</u> 年額 2,400円 <u>エ</u> 3 輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2 以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3 輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第 1 条第 1 項第13号の 6 に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円 （2） 軽自動車及び小型特殊自動車 ア 軽自動車 （ア） 2 輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円 （イ） 3 輪のもの 年額 3,900円 （ウ） 4 輪以上のもの a 乗用のもの 営業用 年額 6,900円 自家用 年額 10,800円 b 貨物用のもの 営業用 年額 3,800円 自家用 年額 5,000円	○丹波市税条例 平成16年11月 1 日 条例第53号 最終改正 令和 7 年 3 月 6 日 条例第 3 号 （種別割の税率） 第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1 台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 （1） 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（<u>ウ及びオ</u>に掲げるものを除く。） 年額 2,000円 イ 2 輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの（<u>ウに掲げるものを除く。</u>）<u>又は</u>定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 <u>ウ</u> <u>2 輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの</u> 年額 2,000円 <u>エ</u> 2 輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの（<u>ウに掲げるものを除く。</u>）<u>又は</u>定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 <u>オ</u> 3 輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2 以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3 輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第 1 条第 1 項第13号の 6 に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円 （2） 軽自動車及び小型特殊自動車 ア 軽自動車 （ア） 2 輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円 （イ） 3 輪のもの 年額 3,900円 （ウ） 4 輪以上のもの a 乗用のもの 営業用 年額 6,900円 自家用 年額 10,800円 b 貨物用のもの 営業用 年額 3,800円 自家用 年額 5,000円

(エ) 専ら雪上を走行するもの 年額 3,000円

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円

(イ) その他のもの 年額 5,900円

(3) 2輪の小型自動車 年額 6,000円

(種別割の減免)

第89条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免することができる。

- (1) 公益のため直接専用する軽自動車等
- (2) 天災その他の災害により損壊した軽自動車等
- (3) 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者が所有する軽自動車等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特別の事由があるもの

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 軽自動車等の種別
- (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)
- (3) 主たる定置場
- (4) 原動機の型式
- (5) 原動機の総排気量又は定格出力 _____

- (6) 用途
- (7) 形状
- (8) 車両番号又は標識番号

3 第1項の規定によって種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

- (1) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身

(エ) 専ら雪上を走行するもの 年額 3,000円

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円

(イ) その他のもの 年額 5,900円

(3) 2輪の小型自動車 年額 6,000円

(種別割の減免)

第89条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免することができる。

- (1) 公益のため直接専用する軽自動車等
- (2) 天災その他の災害により損壊した軽自動車等
- (3) 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者が所有する軽自動車等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特別の事由があるもの

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 軽自動車等の種別
- (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)
- (3) 主たる定置場
- (4) 原動機の型式
- (5) 原動機の総排気量又は定格出力(第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力) _____

- (6) 用途
- (7) 形状
- (8) 車両番号又は標識番号

3 第1項の規定によって種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

- (1) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身

体障害者」という。)又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。)が所有する軽自動車等(身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。)のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもの(1台に限る。)

- (2) その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は
身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示

するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

- (1) 減免を受ける者の氏名、住所及び個人番号
(個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所)並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係
- (2) 身体障害者等の氏名、住所及び年齢
- (3) 軽自動車等を運転する者の氏名及び住所並びに身体障害者等との関係
- (4) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の番号、交付年月日、障害名及び障害

体障害者」という。)又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。)が所有する軽自動車等(身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。)のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもの(1台に限る。)

- (2) その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは
身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

- (1) 減免を受ける者の氏名、住所及び個人番号
(個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所)並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係
- (2) 身体障害者等の氏名、住所及び年齢
- (3) 軽自動車等を運転する者の氏名及び住所並びに身体障害者等との関係
- (4) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の番号、交付年月日、障害名及び障害

の程度

(5) 運転免許証の番号、交付年月日及び

有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件

(6) 軽自動車等の車両番号、主たる定置場、種別、用途及び使用目的

3 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

4 第1項の規定により減免の措置を受けた場合には、当該軽自動車等の所有者及び当該減免の措置を受けた理由に変更がない間は、次年度以降の種別割の減免について第2項又は前項の申請書の提出があったものとみなす。

5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって種別割の減免を受けている者について準用する。

附 則

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

3 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

4 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

5 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

6 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は7分の6とする。

8 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備に

の程度

(5) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件

(6) 軽自動車等の車両番号、主たる定置場、種別、用途及び使用目的

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

4 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

5 第1項の規定により減免の措置を受けた場合には、当該軽自動車等の所有者及び当該減免の措置を受けた理由に変更がない間は、次年度以降の種別割の減免について第2項又は前項の申請書の提出があったものとみなす。

6 前条第3項の規定は、第1項の規定によって種別割の減免を受けている者について準用する。

附 則

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

3 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

4 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

5 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

6 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は7分の6とする。

8 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備に

ついて同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

9 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

10 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

11 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

12 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

13 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

14 法附則第15条第28項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

15 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

16 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

17 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

18 法附則第15条の8第2項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

19 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 法附則第15条の6第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋の建築年月日、登記年月日及び当該家屋を居住の用に供した年月日

2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第3項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番

ついて同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

9 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

10 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

11 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

12 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

13 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

14 法附則第15条第28項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

15 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

16 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

17 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

18 法附則第15条の8第2項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

19 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 法附則第15条の6第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋の建築年月日、登記年月日及び当該家屋を居住の用に供した年月日

2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第3項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番

号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者)にあっては、住所及び氏名又は名称)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋の建築年月日、登記年月日及び当該家屋を居住の用に供した年月日

(4) 当該年度の初日の属する年の1月31日を経過した後に申告書を提出する場合には、同日までに提出することができなかった理由

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

4 法附則第15条の8第1項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者)にあっては、住所及び氏名又は名称)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第8項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

5 法附則第15条の8第2項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第12項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者)にあっては、住所及び氏名又は名称)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

6 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者)にあっては、住所及び氏名又は名称)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋の建築年月日、登記年月日及び当該家屋を居住の用に供した年月日

(4) 当該年度の初日の属する年の1月31日を経過した後に申告書を提出する場合には、同日までに提出することができなかった理由

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

4 法附則第15条の8第1項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者)にあっては、住所及び氏名又は名称)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第8項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

5 法附則第15条の8第2項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第12項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者)にあっては、住所及び氏名又は名称)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

6 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
 - (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第15項において準用する同条第8項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積
 - (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- 7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
 - (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
 - (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- 8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
 - (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
 - (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
 - (4) 耐震改修が完了した年月日
 - (5) 耐震改修に要した費用
 - (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由
- 9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
 - (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
 - (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第15項において準用する同条第8項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積
 - (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- 7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
 - (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
 - (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- 8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
 - (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
 - (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
 - (4) 耐震改修が完了した年月日
 - (5) 耐震改修に要した費用
 - (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由
- 9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
 - (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日 (4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別 (5) 居住安全改修工事が完了した年月日 (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費 (7) 居住安全改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由 10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積 (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日 (4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日 (5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等 (6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由 11 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積 (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日 (4) 耐震改修が完了した年月日 (5) 耐震改修に要した費用 (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由 12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱	(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日 (4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別 (5) 居住安全改修工事が完了した年月日 (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費 (7) 居住安全改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由 10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積 (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日 (4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日 (5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等 (6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由 11 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積 (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日 (4) 耐震改修が完了した年月日 (5) 耐震改修に要した費用 (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由 12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱
--	--

損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等
- (6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

13 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

14 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した

損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等
- (6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

13 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した

日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 施行規則附則第7条第18項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

15 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するか別
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 施行規則附則第7条第18項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

16 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するか別
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

承認第3号

丹波市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化
のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条
例の制定に係る専決処分の承認を求めることについて

1 提案の趣旨

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）の一部が改正されたことに伴い、丹波市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例を改正する必要性が生じたため、丹波市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものである。

2 改正の概要

固定資産税の課税免除に係る適用期限の延長

3 専決日

令和7年3月31日（専決第4号）

4 施行日

令和7年4月1日

5 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例
(平成21年丹波市条例第43号) 新旧対照表

現行	改正後 (案)
○丹波市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例 平成21年12月24日 条例第43号 最終改正 令和5年6月27日条例第16号 (課税の免除) 第2条 市長は、促進区域内において、法第4条第6項の規定による同意の日（以下「同意日」という。）から令和7年3月31日までの間に、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に定める施設（以下「対象施設」という。）を設置した者（以下「施設設置者」という。）に対し、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。以下同じ。）又はこれらの敷地である土地（同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に係る固定資産税については、新たに課されることとなった年度から3年度分に限り、課税を免除することができる。 2 市長は、対象施設を取得した日の属する年の1月2日（当該対象施設の取得日が1月1日である場合は1月1日）から当該施設の操業を開始した日までの間に、施設設置者が承認地域経済牽引事業のために取得し、当該施設に設置した機械及び装置に係る固定資産税については、新たに課されることとなった年度から3年度分に限り、課税を免除することができる。	○丹波市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例 平成21年12月24日 条例第43号 最終改正 令和5年6月27日条例第16号 (課税の免除) 第2条 市長は、促進区域内において、法第4条第6項の規定による同意の日（以下「同意日」という。）から令和10年3月31日までの間に、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に定める施設（以下「対象施設」という。）を設置した者（以下「施設設置者」という。）に対し、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。以下同じ。）又はこれらの敷地である土地（同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に係る固定資産税については、新たに課されることとなった年度から3年度分に限り、課税を免除することができる。 2 市長は、対象施設を取得した日の属する年の1月2日（当該対象施設の取得日が1月1日である場合は1月1日）から当該施設の操業を開始した日までの間に、施設設置者が承認地域経済牽引事業のために取得し、当該施設に設置した機械及び装置に係る固定資産税については、新たに課されることとなった年度から3年度分に限り、課税を免除することができる。

承認第 4 号

丹波市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分の承認を求めることについて

1 提案の趣旨

地方税法施行令（昭和25年政令第245号）の一部が改正されたことに伴い、丹波市国民健康保険税条例を改正する必要性が生じたため、丹波市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものである。

2 改正の概要

被保険者均等割額及び世帯別平等割額の減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直し

（１） ５割減額の対象 305,000円（現行：295,000円）

（２） ２割減額の対象 560,000円（現行：545,000円）

3 専決日

令和 7 年 3 月 31 日（専決第 5 号）

4 施行日

令和 7 年 4 月 1 日

5 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市国民健康保険税条例（平成17年丹波市条例第48号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○丹波市国民健康保険税条例 平成17年6月3日 条例第48号 最終改正 令和7年3月6日条例第9号 （国民健康保険税の減額） 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が施行令第56条の88の2第1項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額）、第2条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が施行令第56条の88の2第2項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額）並びに第2条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が施行令第56条の88の2第3項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額）の合算額とする。 （1） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者 ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について19,740円 イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に	○丹波市国民健康保険税条例 平成17年6月3日 条例第48号 最終改正 令和7年3月6日条例第9号 （国民健康保険税の減額） 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が施行令第56条の88の2第1項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額）、第2条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が施行令第56条の88の2第2項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額）並びに第2条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が施行令第56条の88の2第3項に規定する額を超える場合には、同項に規定する額）の合算額とする。 （1） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者 ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について19,740円 イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に

応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯
14,420円

(イ) 特定世帯 7,210円

(ウ) 特定継続世帯 10,815円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者
支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険
者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)
1人について6,650円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者
支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げ
る世帯区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯
4,830円

(イ) 特定世帯 2,415円

(ウ) 特定継続世帯 3,623円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均
等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2
項に規定する世帯主を除く。)1人について8,
610円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等
割額 1世帯について4,410円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額
及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務
者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保
険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者
等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該
給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を
乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び
特定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加
算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前
号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均
等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世
帯主を除く。)1人について14,100円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等
割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ
に定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯
10,300円

(イ) 特定世帯 5,150円

(ウ) 特定継続世帯 7,725円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者
支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険
者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)
1人について4,750円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者
支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げ
る世帯区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯

応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯
14,420円

(イ) 特定世帯 7,210円

(ウ) 特定継続世帯 10,815円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者
支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険
者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)
1人について6,650円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者
支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げ
る世帯区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯
4,830円

(イ) 特定世帯 2,415円

(ウ) 特定継続世帯 3,623円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均
等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2
項に規定する世帯主を除く。)1人について8,
610円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等
割額 1世帯について4,410円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額
及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務
者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保
険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者
等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該
給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を
乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び
特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加
算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前
号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均
等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世
帯主を除く。)1人について14,100円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等
割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ
に定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯
10,300円

(イ) 特定世帯 5,150円

(ウ) 特定継続世帯 7,725円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者
支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険
者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)
1人について4,750円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者
支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げ
る世帯区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯

3,450円	3,450円
(イ) 特定世帯 1,725円	(イ) 特定世帯 1,725円
(ウ) 特定継続世帯 2,588円	(ウ) 特定継続世帯 2,588円
オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について6,150円	オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について6,150円
カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について3,150円	カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について3,150円
(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>54万5,000円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)	(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>56万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)
ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について5,640円	ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について5,640円
イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額	イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,120円	(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,120円
(イ) 特定世帯 2,060円	(イ) 特定世帯 2,060円
(ウ) 特定継続世帯 3,090円	(ウ) 特定継続世帯 3,090円
ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について1,900円	ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について1,900円
エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯区分に応じ、それぞれに定める額	エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯区分に応じ、それぞれに定める額
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,380円	(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,380円
(イ) 特定世帯 690円	(イ) 特定世帯 690円
(ウ) 特定継続世帯 1,035円	(ウ) 特定継続世帯 1,035円
オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について2,460円	オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について2,460円
カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について1,260円	カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について1,260円
2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児	2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児

につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,230円
イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 7,050円
ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 11,280円
エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 14,100円

- (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,425円
イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,375円
ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,800円
エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,750円

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者に

につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,230円
イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 7,050円
ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 11,280円
エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 14,100円

- (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,425円
イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,375円
ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,800円
エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,750円

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者に

つき第5条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の2の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額	つき第5条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の2の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
---	---